

# 低入札価格調査基準価格の自動失格基準の変更について

平成26年5月1日（5月1日以降の入札公告から適用。）から、低入札価格調査自動失格基準を下記のとおり変更します。

記

## 1 低入札価格調査基準価格

- (1) 低入札価格調査自動失格基準の設定  
低入札価格調査自動失格基準の設定を次のとおり変更する。

これまでの基準

- ① 予定価格における直接工事費の90%未満
- ② 予定価格における共通仮設費の90%未満
- ③ 予定価格における現場管理費の70%未満
- ④ 予定価格における一般管理費の20%未満



新しい基準

- ① **予定価格における直接工事費の95%未満**
- ② 予定価格における共通仮設費の90%未満
- ③ **予定価格における現場管理費の80%未満**
- ④ **予定価格における一般管理費の30%未満**